



鎌倉市個人情報保護審議第17号
平成9年3月25日

鎌倉市教育委員会
委員長 並木 博 様

鎌倉市個人情報保護運営審議会
会長 金子正史



鎌倉市教育委員会の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について
(答申)

平成9年2月28日付け鎌教委第52号をもって諮問のありました、鎌倉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第12条に規定する電子計算機による個人情報の処理については、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、この条例による個人情報保護制度の公正かつ円滑な運営が図られるよう特に次の点に配慮することを要望します。

条例の運用に当たっては、次の点に留意し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう十分に注意すること。

- 1 諮問された事項に該当する事案については、今後、本審議会への諮問を要しないものであるが、諮問された事項への該当について判断のつきがたい事案は、本審議会に意見を求めるなど慎重な対応に心掛けること。
- 2 今回の電子計算機による個人情報の処理については、本庁舎や各行政センター等の公共施設の他、在宅からの利用申込み等が可能となっている。

また、他の利用者の個人情報検索等については、システム上できないが、その取扱いに当たっては、慎重な対応に心掛けること。

鎌倉市個人情報保護条例第12条の規定に基づく諮問事案

番号	業 務 名	業 務 の 内 容	業務主管課名	導入年度
2	生涯学習ネット ワークシステム	電子計算機により公共施設と在宅からの公民館使用申請、利用状況案内及び利用サークル情報を処理する。	中央公民館	平成9年度